

# 山口県報

平成24年  
2月3日  
(金曜日)

平成二十四年二月三日

山口県知事 二井関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 戸田工業株式会社  
住所 所在地 広島県大竹市明治新開一番四号  
二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所  
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号

三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	使用時間間隔	使用の方法
(一)(一)口	一〇 平成二四年一月三日	年予定期工事着手年月日	
"	平成二四年二月三日	年予定期工事完成年月日	
"	平成二四年七月一日	年予定期工事着手年月日	
"	連続	間使用時間	
"	二四時間	時り一日当間用た	
"	変動なし	動季節的要	

備考 「二六一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一 第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設をいう。

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) ..... 一  
森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準の変更の公表(森林整備課) ..... 三  
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(森林整備課) ..... 三  
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課) ..... 三  
公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課) ..... 四  
土地改良区役員の届出(農村整備課) ..... 五  
教委公告  
契約の締結.....

## 山口県告示第三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四八年法律第二百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年一月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

中和槽		砂ろ過機		凝集沈殿槽		種類	
処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	項目	
"	"	"	"	一	一二	通常	水素イオン濃度(水素イオン濃度)
"	"	"	"	一一〇	二六	最大	最
"	"	"	"	一〇	一五〇	通常	化学的酸素要求量(mg/l)
"	"	"	"	一〇	一九〇	最大	最
"	一〇	"	"	二〇	一、一〇〇	通常	浮遊物質質量(mg/l)
"	三〇	"	"	四〇	一、三〇〇	最大	最
"	"	"	"	"	一	最大	鉱油類(mg/l)
"	"	"	"	"	六	通常	室素(mg/l)
"	"	"	"	"	一〇	最大	素(mg/l)
"	"	"	"	〇・四	三・二	通常	嫌りん(mg/l)
"	"	"	"	〇・六	五・二	最大	嫌りん(mg/l)
"	"	七、八、一七	"	"	八、四、二七	通常	汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
"	"	八、七、一七	"	"	九、三、一七	最大	

## (二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

中和槽	砂ろ過機	凝集沈殿槽	種類	四 汚水等の処理施設に関する事項			備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。
				構造	能	水等の汚染状態の値	
コンクリート製	鉄製	コンクリート製	構造	一、〇〇〇	(m <sup>3</sup> /日)力	水等の汚染状態の値	
"	"	"	中和槽	P <sub>H</sub> 調整・凝集	通常	化学的酸素要求量(mg/l)	
"	"	"	砂ろ過	連続	間使用時間隔間	浮遊物質質量(mg/l)	
"	"	"	"	二四時間	の一日使用当時間たり	検出せず	室素(mg/l)
"	"	"	"	変動なし	概季節的変動要の値	検出せず	燃りん(mg/l)
(既設)				年工事着手予定日	年工事完成予定日	年使用開始予定日	汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
"	"	"	"	三〇〇	四〇〇	四〇〇	
"	"	"	"	三〇〇	四〇〇	四〇〇	

	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量	
処理後	七 八・六(二) " " " " " " " " " " " " " " " " " "	
七 八・六(二) " " " " " " " " " " " " " " " " " "		
" " " " " " " " " " " " " " " " " "		
" " " " " " " " " " " " " " "		
" " " " " " " " "		
" " "		

No. 2 排 水 口	排 水 口		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一回当たりの量(m <sup>3</sup> )
	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	
No. 1 排 水 口	通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	
"	七	六・二			
"	八・六	一〇			
八	一〇	一〇			
"	五	三〇			
"	一〇	一〇			
一〇	〇・一	六			
"	一	一〇			
"	一〇	〇・四			
"	一〇	〇・六			
"	一〇	七、八一七			
"	一〇	八、七一七			
"	四、〇〇〇	八、七一七			

### 山口県告示第三十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十二号）第七条の三第一項の規定により、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「山口県防除実施基準」という。）を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十四年一月三日

山口県知事 二井 関成

指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十四年一月三日

山口県知事 二井 関成

#### 一 変更した区域

下関市、宇部市、山口市、萩市、光市及び長門市の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに下関市産業経済部農林整備課、宇部市産業経済部農林振興課、山口市経済産業部林業振興課、萩市農林水産部林政課、光市経済部水産林業課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 二 縦覧の期間

平成二十四年一月三日から同月一十三日まで

縦覧に供する変更後の山口県防除実施基準のとおり

#### 山口県告示第三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次とのおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十四年一月三日

山口県知事 二井 関成

### 山口県告示第三十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十二号）第七条の五第一項の規定により

#### 一 埋立区域

（一）位置

- 二 縦覧の場所
- 三 山口県農林水産部森林整備課及び各農林事務所
- 縦覧の期間
- 平成二十四年一月三日から同月一十三日まで

(二)

## 区域

大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地先公有水面

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線、7の地点と8の地点を結ぶ平成

十九年秋分の満潮位(D.L.+三・〇九メートル)における公有水面と和田漁港  
和田C防波堤との境界線及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和五十五年八月十九日付  
け指令港湾第三四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.

L.+三・二七メートル)に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字和田字すしの尉子鼻四等三角点(北緯三三度五六

分二八・三七一秒東経一三二度一四分〇八・五六一秒)から一六七度三三

分〇七秒一、一一四・六六メートルの地点

2の地点 1の地点から一九五度四一分三九秒一四・六六メートルの地点

3の地点 2の地点から一五度一九分〇九秒二〇・四二メートルの地点

4の地点 3の地点から一一五度五九分一九秒一・一八メートルの地点

5の地点 4の地点から一五度二七分四一秒七・二二メートルの地点

6の地点 5の地点から一九五度一一分四八秒一・二〇メートルの地点

7の地点 6の地点から一五度三一分一一秒三三・九七メートルの地点

8の地点 7の地点から一一一度三四分四一秒一四・七八メートルの地点

(三) 面積

九〇六・七七平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十年十月十七日 指令平一〇港湾第三九八号

三 関係図書を閲覧できる市町

周防大島町

四 認可を受けた者

大島郡周防大島町大字小松一二六番地の一

周防大島町

五 認可の年月日

平成二十四年一月二十七日



(三八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の  
とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年一月三日か

ら同年六月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において

公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月三日

山口県知事

二 井 開 成

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称) ドラッグコスモス萩南店

所在地 萩市大字椿一四三八の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏  
名 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十四年九月二十日五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、三三九平方メートル六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
五〇台(二) 駐輪場の収容台数  
六台(三) 荷さばき施設の面積  
三六平方メートル

## (四) 廃棄物等の保管施設の容量

## 九立方メートル

## 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十四年一月十九日

山口県知事 二井関 成

平成二十四年一月三日

一事務を担当する解の名称及び所在地

山口県立防府商業高等学校 防府市中央町三番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

旋盤 十台

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年十二月二十八日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社山陽機械センター 周南市築港町五番一号

六 契約金額

三千九百六十九万円

七 随意契約によることとした理由

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地

八 該当するため

契約担当者

山口県立防府商業高等学校長 三吉 英太

(三九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十四年二月三日

山口県知事 二井関 成

## 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住 所

下関市豊北町土地改良監事 本田 秀美 下関市豊北町大字阿川三五九五

## 公 告

契約の締結

次とのおり随意契約の方法により契約を締結しました。



平成  
二十四年  
二月三日  
発行

発行  
行所

山口県  
知事  
事務所